

人と自然が共生するまちづくり

環境基本条例のあらまし

＝平成19年1月1日施行＝



私たちのまわりには、たくさんの物があふれており、私たちは自由に何でも手に入れることができる豊かで便利な生活を送っています。一方でこれら様々な物が作られ、手元に届くまでには、たくさんの資源やエネルギーが使われており、私たちには直接見えませんが、原料を調達している途上国等では、森林の伐採、海洋汚染等の環境破壊を伴う問題が起きていることです。

特に最近では、私たち人間の活動による石油や石炭等の化石燃料の過剰な消費が原因で環境が大きく変化し、その結果、地球温暖化が原因とみられる干ばつや豪雨等の異常気象、氷河の融解による海面上昇等が世界規模で発生しています。

私たちは快適な生活を送るため、大変大きな代償を払っているのです。

今まで、私たちは、自然から物質的また精神的な多くの恵みを受けて生命を維持してきており、自然との係わりなしには生きていくことが出来ません。このかけがえのない自然を、子や孫、またそれに続く世代に残していくことは、今を生きる私たちにとって、重要な責務です。

私たちは、これ以上環境破壊を進めないためにも、一人ひとりが、日常生活や事業活動の中で資源やエネルギーの過剰な消費を抑制し、環境への負荷の低減に努めていくことが必要であると考えます。

このようなことから、「環境優先」を共通認識として、市、事業者、市民が主体的に、また協働して、環境に配慮した取組みを進めていくための指針となる環境基本条例を制定しました。

大分市

基本方針【第7条】

次の基本方針に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に実施します。

- ①大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること
- ②生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が体系的に保全されること
- ③人と自然との豊かな触れ合いが保たれること
- ④水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全や活用等が推進されること
- ⑤資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること
- ⑥市、事業者、市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること
- ⑦地球環境保全が推進されること

市の基本的施策【第9～24条】

環境の保全と創造のための基本となる施策を第9条以降に掲げています。

- ・施策の策定等に当たっての配慮
- ・事業に係る環境配慮
- ・規制の措置
- ・協定の締結
- ・経済的措置
- ・環境の保全と創造に関する事業の推進
- ・資源の循環的利用等の促進
- ・調査の実施、監視等の体制の整備
- ・環境教育の充実、学習の振興等
- ・自発的な活動の促進等
- ・環境情報の提供
- ・市民等の協働
- ・国、他の地方公共団体との協力
- ・財政上の措置
- ・年次報告
- ・地球環境保全の推進



大分市環境部環境対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
TEL 097-537-5758 / FAX 097-538-3302